

保健機能食品制度の見直しに伴う栄養機能食品の取扱いの改正について

(平成 17 年 2 月 1 日)
(食安新発第 0201001 号)

(各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知)

保健機能食品制度の見直しについては、「健康食品」に係る制度の見直しについて」(平成 17 年 2 月 1 日付け薬食発第 0201001 号厚生労働省医薬食品局長通知)により通知されたところであるが、栄養機能食品の取扱いについて、今般の見直しを踏まえ、別添 1 のとおり「保健機能食品制度の創設に伴う取扱い及び改正等について」(平成 13 年 3 月 27 日付け食新発第 17 号厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室長通知)の「第 1 栄養機能食品の取扱いについて」を、別添 2 のとおり「栄養表示基準等の取扱いについて」(平成 8 年 5 月 23 日付け衛新第 46 号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知)の全部を改正することとしたので、貴管下関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、栄養所要量については、平成 16 年 12 月 28 日に「日本人の食事摂取基準の策定について」(平成 16 年 12 月 28 日付け健発第 1228001 号厚生労働省健康局長通知)により通知された食事摂取基準の策定に伴う見直しを検討しているところであり、その取扱いについては食事摂取基準が適用される本年 4 月 1 日までに通知することとしているので留意されたい。

別添 1 略

別添 2 略